

デフリンピック大会運営にかかるアスリート会議設置要綱

決定 令和5年6月16日 5ス文事デ事第78号

(設置目的)

第1条 2025年デフリンピック大会（以下「大会」という。）の開催基本計画及び大会ビジョンを策定するに当たり、障害当事者であるデフアスリートの視点をはじめ、世界規模の大会へ選手としてだけでなく、運営側としても参画経験があるアスリートの知見を伺いながら、計画等の検討を行うことを目的として、「デフリンピック大会運営にかかるアスリート会議」（以下「アスリート会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 アスリート会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大会の開催基本計画及び大会ビジョンの策定に関すること。
- (2) その他、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団理事長（以下「理事長」という。）が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 アスリート会議は、次に掲げる者のうちから、理事長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) デフリンピアン等 2名
- (2) オリンピアン等 1名
- (3) パラリンピアン等 1名

2 アスリート会議には、理事長が必要と認める場合、オブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第4条 アスリート会議の事務局は、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部とし、事務局が庶務を担うこととする。

(開催)

第5条 アスリート会議は、理事長が招集する。

2 アスリート会議の司会、進行は事務局が務める。

(充足数)

第6条 アスリート会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

い。

(公開等)

第7条 アスリート会議は、非公開とし、議事要旨を公表する。ただし、第三者の権利、利益等を害するおそれのあるものやアスリート会議での議論の妨げになるもの等を除く。

(守秘義務)

第8条 委員は、当該職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝金の支払)

第9条 アスリート会議への出席に当たっては、謝金を支払うことができる。
2 謝金の支払いは、別表の「デフリンピック大会運営にかかるアスリート会議委員謝金支払基準」に基づき、行うこととする。

(任期)

第10条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、アスリート会議の運営に関する事項その他必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。